

# 三重県地域防災計画

## 令和 8 年 3 月修正（案）概要

# 1 三重県地域防災計画（現行）の概要

## ■ 三重県地域防災計画とは

○災害対策基本法の規定に基づき、三重県防災会議が策定する計画。本県の地域に係る防災に関し、県、市町、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務または業務の大綱を定めるもの。毎年、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

## ■ 計画の構成

### ○地震津波対策編

#### 第1部 総則

- 第1章 計画の目的・方針
- 第2章 計画関係者の責務等
- 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害
- 第4章 被害想定等

#### 第2部 災害予防・減災対策

- 第1章 自助・共助を育む対策の推進
- 第2章 安全な避難空間の確保
- 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進
- 第4章 緊急輸送の確保
- 第5章 防災体制の整備・強化
- 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

#### 第3部 発災後対策

- 第1章 災害対策本部機能の確保
- 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧
- 第3章 救助・救急及び医療・救護活動
- 第4章 避難及び被災者支援等の活動
- 第5章 救援物資等の供給
- 第6章 特定災害対策
- 第7章 復旧に向けた対策

#### 第4部 復旧・復興対策

- 第1章 復旧・復興対策

### ○風水害等対策編

#### 第1部 総則

- 第1章 計画の目的・方針
- 第2章 計画関係者の責務等
- 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

#### 第2部 災害予防・減災対策

- 第1章 自助・共助を育む対策の推進
- 第2章 安全な避難空間の確保
- 第3章 風水害に強い県土づくりの推進
- 第4章 緊急輸送の確保
- 第5章 防災体制の整備・強化
- 第6章 特定自然災害への備え

#### 第3部 台風接近時等の 減災対策

- 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策
- 第2章 災害対策本部機能の確保
- 第3章 避難誘導体制の確保
- 第4章 災害未然防止活動

#### 第4部 発災後の応急対策

- 第1章 災害対策本部活動の実施
- 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策
- 第3章 救助・救急及び医療・救護活動
- 第4章 緊急避難対策
- 第5章 特定自然災害対策

#### 第5部 被災者支援・復旧対策

- 第1章 災害対策本部活動体制の確保
- 第2章 避難者支援等の活動
- 第3章 社会基盤施設等の復旧・保全
- 第4章 復旧に向けた対策
- 第5章 復旧にかかる支援措置

#### 第6部 事故等による災害対策

- 第1章 重大事故等対策
- 第2章 火災対策

## 2 三重県地域防災計画の修正のポイント（令和8年3月改正）

### ■ 令和7年度の修正方針

「複合災害対策の追加」、「県の実組等をふまえた記載の追加・充実」、「法及び国の計画改正等をふまえた記載の追加・充実」の3つの視点により、「地震・津波対策編」及び「風水害等対策編」を修正

#### 視点① 複合災害対策の追加

##### <複合災害への対策>

##### ● 複合災害への対策



➢ 複合災害への対策を強化するため「複合災害対策」の章を新設

地	……地震・津波災害対策編
風	……風水害等対策編

#### 視点② 県の実組等をふまえた記載の追加・充実

##### <能登半島地震支援活動での気づきをふまえた修正>

##### ● 避難所環境の整備



➢ スフィア基準をふまえた避難所環境の整備を明記

##### <令和7年9月12日からの大雨（四日市市）に伴う災害への対応>

##### ● 要配慮者利用施設等の水害対策



➢ 大雨に伴う災害への対応を充実

#### 視点③ 法及び国の計画改正等をふまえた記載の追加・充実

##### <関連法令の改正>

##### ● 災害対策基本法の改正（令和7年7月改正）



➢ 地方公共団体における物資の備蓄状況の公表  
（毎年1回）

##### ● 気象業務法の改正（令和7年12月改正）



➢ 新しい防災気象情報の運用開始

##### <防災基本計画の改正（令和7年7月改正）>

##### ● インフラ・ライフラインの復旧の迅速化



➢ 上下水道一体での災害対応の実施

##### ● 防災DXの加速



➢ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や防災新物資システム（B-PLo）の研修・訓練の実施

##### <南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改正（令和7年7月改正）>

##### ● 南海トラフ地震臨時情報



➢ 飲料水の供給体制の確保を明記

### 3 複合災害対策 – 複合災害対策の新設箇所とその概要 –

新	旧
三重県地域防災計画―地震・津波災害対策編―	三重県地域防災計画―地震・津波災害対策編―
第1部 総則	第1部 総則
第2部 災害予防・減災対策編	第2部 災害予防・減災対策編
第3部 発災後対策	第3部 発災後対策
第4部 復旧・復興対策	第4部 復旧・復興対策
<b>第5部 複合災害対策</b>	

【複合災害対策の記載内容】

- |                     |                             |                 |
|---------------------|-----------------------------|-----------------|
| 第1項 防災・減災重点目標       |                             |                 |
| 第2項 複合災害に備えた対策      |                             |                 |
| ■ 計画関係者共通事項         |                             |                 |
| 第3項 後発災害に備えた事前防災    | 第4項 先発災害発生後及び後発<br>災害発生後の対策 | 第5項 復旧・復興対策     |
| ■ 県・市町が実施する対策       | ■ 県・市町が実施する対策               | ■ 県・市町が実施する対策   |
| ■ その他の防災関係機関が実施する対策 | ■ その他の防災関係機関が実施する対策         | ■ 県民が実施する対策     |
| ■ 県民が実施する対策         |                             | ■ 企業・事業所が実施する対策 |
| ■ 企業・事業所が実施する対策     |                             |                 |

※複合災害対策については、風水害等対策編にも記載

# 複合災害対策作成にあたり整理したポイント

平成28年熊本地震・豪雨や令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の検証結果、国の防災基本計画や他都道府県の地域防災計画（埼玉県）、有識者の意見をふまえ、複合災害に対する備えとして必要なポイントを整理

## ポイント

有識者 三重大学大学院 川口 淳 教授

### 【複合災害に対する対策を計画等へ記載】

- 複合災害時の応急対策活動に関して必要な体制の整備に努めるとともに、地域防災計画等へ対策を盛り込む
- 先発災害後の復旧・復興活動中に後発災害が発生した場合に再度応急対策活動を行うこととなる複合災害固有の事態があることを想定する

### 【応急対策活動のリソース配分及び代替施設の確保】

- 災害対応にあたる要員・資機材等について、後発災害を見据えて対応計画を定めるほか、早期に外部への支援要請を行う。（防災基本計画・熊本県）
- 防災施設や各種拠点（防災拠点・物資拠点・救助拠点等）が被害を受けていることをふまえた代替地の検討（埼玉県）

### 【災害医療体制の整備】

- 災害対応にあたる要員・資機材等について、後発災害を見据えて対応計画を定めるほか、早期に外部への支援を要請を行う。（防災基本計画・熊本県）

### 【水防体制の整備】

- 警報や土砂災害警戒情報等の目安となる基準の引き下げた運用を検討し、被害拡大防止のための体制の確立  
(防災基本計画・石川県)

### 【緊急輸送体制の整備】

- 先発災害による被害で緊急輸送ルートが使用できない場合に備えた代替輸送ルートや輸送手段（海路・空路）の検討（埼玉県）

### 【避難所の再配置及び広域避難】

- 先発災害による被害で避難所が使用できない場合に備えた代替避難所の確保
- 避難所の再配置のための避難経路・避難誘導  
(石川県)

### 【防災対策の推進】

- 先発災害の被害状況を把握及び防災気象情報による情報収集を通じた予防措置
- 指定緊急避難場所の確認するとともに早期避難や避難準備を行う  
(石川県、熊本県)

# 3 複合災害対策について－複合災害対策の具体的な内容－

複合災害対策として記載する具体的な内容は以下のとおり

## ポイント

第5部 第1章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.5-9

### ■ 複合災害に対する対策を各種計画へ記載

▶ 複合災害によるリスクを把握し、発災後の応急対策に関して必要な体制の確立に努めるとともに、地域防災計画や事業継続計画等へ複合災害への対策を盛り込むよう努める  
対策を検討するにあたっては、先発災害後の復旧・復興活動中等に後発災害が発生した場合、再度救助・救急などの応急対策活動を行うこととなる複合災害固有の事態があることも想定する

（県、市町、その他防災関係機関、企業・事業所）

### ■ 水防体制の整備

▶ 先発災害により堤防等が損傷し、復旧に取り組む中、後発災害が発生することで氾濫危険水位等の基準に達しなくても破堤や浸水被害が発生する可能性があることから、目安となる基準を引き下げた運用を検討するよう、日頃から被害拡大防止のための手法や体制の確立に努める

（県、市町、その他防災関係機関、企業・事業所）

### ■ 応急対策活動にかかるリソースの配分

▶ 複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく

（県、市町、その他防災関係機関）

### ■ 避難所の再配置

▶ 市町は発災時に速やかに避難所の再配置を行うとともに、避難者を他の安全な避難所へ移動できるよう、取るべき措置をあらかじめ定めておく

なお、各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要性が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を想定する

（県、市町、その他防災関係機関、企業・事業所）

## 4 令和7年9月12日からの大雨（四日市市）に伴う災害への対応

### 水防法に基づく浸水対策を推進するため、浸水想定区域にある浸水防止対策が必要な施設（地下街等）について、「市町や地下街等の所有者等における措置」の記述を追加

第2部 第3章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P.77

第2部 第3章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P.78

#### 【市町が実施すべき対策】

- 市町地域防災計画に浸水想定区域内に地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等がある場合は、施設の名称及び所在地を位置付ける
- 避難確保計画や浸水防止計画の確認を行い、作成していない場合は指示を行う

#### 【事業者等が実施すべき対策】

- 市町地域防災計画に定められた地下街等の所有者または管理者は次の措置を取らなければならない。
  - ・ 避難確保及び浸水防止に関する計画の作成
  - ・ 訓練の実施
  - ・ 自営水防組織の設置

#### 【参考 水防法に基づく浸水対策の仕組み】

浸水の防止を図る必要がある地下街等を市町地域防災計画に位置づけ。（水防法第15条）

地下街等の所有者等は、避難確保及び浸水防止に関する計画を作成しなければならない。

（水防法第15条の2）

地下街等の所有者等は、計画を市町長に報告するとともに、公表しなければならない。（同上）

市町長は、地下街等の所有者等が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、指示することができる。（同上）